

福井県報

第 297 号
令和 6 年
5 月 7 日 (火)
火曜日発行

告示

目次

- 有害な興行の指定(二四四・県民安全課)……………一
○救急業務に係る医療機関の認定(二四五・若狭健康福祉センター)……………一
○こども療育センター使用料の徴収事務委託(二四六・こども療育センター)……………一
○堰堤改良工事(ダム管理用制御処理設備改修)06-07-1101の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二四七・土木管理課)……………二
○道路の位置の指定(二四八・嶺南振興局)……………三
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(財産活用課)……………三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(四件・県立病院)……………四
○土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………五
○土地改良区の役員の就任(同)……………五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(土木管理課)……………六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(道路保全課)……………六
○開発行為に関する工事の完了(嶺南振興局)……………六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施(県立図書館)……………六
- 監査委員告示
- 監査の結果に基づく措置の公表(八)……………九
公立大学法人福井県立大学公告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施……………一四

告 示

福井県告示第244号
福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和6年4月19日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	Eカッターの女 豊熟	佐藤組 (新東宝映画)
映画	フンダー・ユア・ベッド (原題) UNDER YOUR BED	KADOKAWA (韓国、日本)

福井県告示第245号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院 福井県知事 杉本 達治
- 名称 独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院
- 所在地 大飯郡高浜町宮崎第87号14番地2
- 認定の有効期間 自 令和6年5月4日
至 令和9年5月3日

福井県告示第246号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、こども療育センターの使用料の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

- 指定公金事務取扱者の名称および住所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
株式会社 ニチイ学館

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
ごども療育センターの使用料の徴収事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和6年4月1日

福井県告示第247号

堰堤改良工事（ダム管理用制御処理設備改修）06-07-1101の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の時期、方法を次のとおり公示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
堰堤改良工事（ダム管理用制御処理設備改修）06-07-1101
- (2) 工事場所
浄土寺川ダム
福井県勝山市170字奥山他 地係
- (3) 工事概要
ダム管理用制御処理設備更新 一式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について電気通信工事の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続
特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請

請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和6年5月7日(火) から同年5月22日(水) まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県大野市友江11-14
福井県奥越土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定特定

建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかか措置要領に基づく指名停止

または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第248号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月7日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

積水ハウス不動産関西株式会社

代表取締役 澤田 康志

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
小浜市多田12号村入口13番9	6.00	54.75

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県庁舎、福井県議会議事堂および福井県警察本部庁舎（以下「福井県庁舎等」という。）で使用する電気
6, 693, 000 kWh（高压受電、契約電力1, 700 kW）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部財産活用課
福井県福井市大手3丁目17番1号
落札者を決定した日
令和6年2月29日
- 3 落札者の名称および住所
北陸電力株式会社福井支店
福井県福井市日之出1丁目4番1号
落札金額
168, 535, 774円
- 4 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 5 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年1月19日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
腹部血管CT装置保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
落札者を決定した日
令和6年3月25日
- 3 落札者の名称および住所
株式会社ミクス
福井県福井市問屋町4丁目901番地
落札金額
1, 551, 000円（月額）

令和6年5月7日(火)

福井県報第297号

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年2月6日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第2号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
CT搭載ガンマカメラ装置保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
落札者を決定した日
令和6年3月25日
- 3 落札者の名称および住所
丸文通商株式会社福井支店
福井県福井市和田中2丁目907番地
落札金額
1, 128, 094円（月額）
- 4 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 5 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年2月6日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第2号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
ハイブリッド手術室血管造影X線撮影装置保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

- 3 落札者を決定した日
令和6年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社ミクス
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額
1,056,000円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年2月6日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年5月7日
福井県立病院長 道傳 研司
- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
医療廃棄物等処理業務委託(単価契約) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社北陸環境サービス
福井県福井市白滝町67号2番地
- 5 落札金額
医療廃棄物処理料(収集・運搬) 27円50銭/キログラム
医療廃棄物処理料(処分) 66円/キログラム
産業廃棄物処理料(収集・運搬) 27円50銭/キログラム
産業廃棄物処理料(処分) 66円/キログラム
容器代(20L) 396円/個
容器代(40L) 533円50銭/個
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和6年2月9日

美浜新庄土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理 事	藤本 悟	美浜町新庄61-14
〃	鳥羽 学	〃 新庄70-21
〃	森本 庸一	〃 新庄49-27
〃	久保 直樹	〃 新庄79-2-3
〃	野原 良明	〃 新庄190-31
〃	小林 勝海	〃 新庄67-34
〃	森久 丈夫	〃 新庄205-14
〃	岸下 克己	〃 新庄68-33
〃	高木 健吾	〃 新庄72-16
〃	菅原 英一	〃 新庄65-66
〃	藤本 幸成	〃 新庄60-6
〃	高木 正嗣	〃 新庄21-11
監 事	森久 晴男	〃 新庄62-17-1
〃	高木 誠	〃 新庄48-38
〃	牧野 巧	〃 新庄72-10-1

美浜新庄土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理 事	藤本 悟	美浜町新庄61-14
〃	鳥羽 学	〃 新庄70-21
〃	大井 浩	〃 新庄76-13-1
〃	小林 晃	〃 新庄71-1-1
〃	菅原 英一	〃 新庄65-66
〃	牧野 実雄	〃 新庄68-8
〃	高木 朗	敦賀市公文名18-15-6

〃 藤本 幸成 美浜町新庄60-6
 〃 高木 吉男 若狭町上瀬1-2-13
 〃 高木 健二 美浜町新庄65-63
 〃 中嶋 護 〃 郷市10-1-7
 〃 高木 雅弘 敦賀市公文名29-3-24
 監 事 牧野 巧 美浜町新庄72-10-1
 〃 野原 泰夫 敦賀市市野々町1-373
 〃 久保 克之 美浜町新庄49-19-1

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
電子調達システム維持管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部土木管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
富士通Japan株式会社北陸公共ビジネス部
福井県福井市毛矢1丁目10番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
66,473,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
福井県道路管理情報システム等保守管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部道路保全課
福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社ほくつう福井支社
福井県福井市問屋町2丁目43番地
- 5 契約金額
74,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
福井県道路管理情報システム等に搭載されているソフトウェアは、同社が開発したプログラムであり、またシステムは各種センサーおよび監視カメラ等システム全体に点在しているサブシステムと複雑に連携していることから、これらの状況について詳細に把握できるのは開発者のみであるため。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月7日

福井県嶺南振興局長 見玉 康英

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
大飯郡高浜町和田144字西石ヶ平
- 2 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県大飯郡高浜町高森2番10
岬工業株式会社
代表取締役社長 石島 一雄

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月7日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名
福井県立図書館・福井県文書館・福井県ふるさと文学館情報システムサービス提供業務
 - (2) 契約期間
契約締結日から令和12年3月31日まで
 - (3) 業務内容
「福井県立図書館・福井県文書館・福井県ふるさと文学館情報システムサービス提供業務仕様書」のとおり
 - (4) 履行場所
福井県福井市下馬町51-11
福井県立図書館
- 2 企画提案書を提出できる者の要件
企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であつて、それぞれ福井県立図書館・福井県文書館・福井県ふるさと文学館情報システムサービス提供業務調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について、5に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて県の認定を受けた者とする。
- (1) 個人または法人
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - イ 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
 - ウ 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - エ 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - オ 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
 - カ 過去5年以内に都道府県における図書館情報システムおよびデジタルアーカイブシステム事業を請け負った実績を有する者であること。
 - キ JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) およびJIS Q 9001 (ISO9001) の認証を取得している者であること。
 - ク 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 共同企業体

ア (1)のアからオまでおよびクに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

- ① 共同企業体の目的
 - ② 共同企業体の名称
 - ③ 構成員の名称および所在地
 - ④ 代表構成員の名称および権限
 - ⑤ 構成員の出資割合
 - ⑥ 各構成員の責任
 - ⑦ 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
 - ⑧ 取引金融機関の名称
 - ⑨ 事業期間中における構成員の脱退に関する措置
 - ⑩ 事業期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置
 - ⑪ 共同企業体解散後の契約不適合責任
- なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合はあらかじめ本県と協議すること。
- イ 共同企業体の構成員が⁽¹⁾のカおよびキに掲げる要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。
- エ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- オ 5に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受けていること。

3 受審資格の認定の申請手続等

- (1) 受審資格の認定の申請手続等
企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。
- ア 提出書類および部数
受審資格認定申請書等 1部
- イ 提出方法
持参または配達証明付き郵便、電子メールのいずれかによること。
- ウ 提出期限
令和6年5月22日(水) 17時まで(必着)
- なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。
- エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称
〒918-8113
福井県福井市下馬町51-11
福井県立図書館
電話 0776-33-8860
- オ 提出資料の様式等
実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。
- (ア) 交付期間
令和6年5月7日(火) から令和6年5月14日(火) まで(土、日、祝日を除く。)の9時から17時までとする。
- (イ) 交付場所
3(1)エに同じ。
- なお、福井県立図書館ホームページ(<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/>)からもダウンロードすることができる。
- (2) 受審資格の認定時期
受審資格の認定は、令和6年5月29日(水) までに行う。
- (3) 受審資格の認定結果
書面により申請者に通知する。
- (4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求められることができる。この場合においては、令和6年6月4日(火) 17時まで説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。
- イ 県は、説明を求めた者に対して、令和6年6月11日(火) までに、書面により回答する。
- 4 本業務に関する質問事項

- (1) 本業務に関する質問事項については、令和6年5月24日(金) 17時までに電子メールで文書(様式3)を提出すること(提出先：tosvokan@pref.fukui.lg.jp)。
- (2) 質問に対する回答は、電子メールにより、令和6年6月4日(火) 17時までにすべての受審資格認定者に対して一斉に行う。
- 5 企画提案書の提出手続
- (1) 提出書類および提出部数
ア 企画提案書(印刷物) 7部
イ アの電子データを収録した電子媒体 1部
- (2) 提出方法
持参または配達証明付き郵便によること。
- (3) 提出期限
令和6年6月21日(金) 17時まで(必着)
- なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。
- (4) 提出場所
3(1)エに同じ。
- (5) 提出資料の様式等
3(1)オに同じ。
- 6 審査会および契約先候補者の選考等
- (1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。
- (2) 契約先候補者選定にあたり、プレゼンテーションを実施する。
プレゼンテーションは令和6年7月上旬を予定している。
プレゼンテーションの開催通知等については、企画提案書を提出した者に、書面で通知する。
- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 採用となった企画提案書については、協議の上、変更する場合がある。
- 7 その他
- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書に関する経費は、全額提案者負担とする。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求められることがある。
- (7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

8 Summary

(1) Subject matter

Proposals for Service Provision of Fukui Prefectural Library・Fukui Prefectural Archives・Fukui Museum of Literature

(2) Time-limit for the submission of proposals
17:00 21th June 2024

(3) Contract point for the notice

Fukui Prefectural Library, 51-11,Geba Town,Fukui City, Fukui Prefecture, 918-8113, Japan Tel:0776-33-8860

監査委員告示

福井県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事、教育委員会教育長および公安委員会委員長から、令和6年3月5日付けの監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和6年5月7日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

1 未来創造部

監査対象機関	措置の内容
嶺南振興局（若狭）	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 112,000円・修繕費 99,165円）

2 交流文化部

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
恐竜博物館	1 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 95,294円） 2 昨年度に引き続き、委託により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをせず、備品台帳への登記も行っていないものがあった。 3 工事に係る電気料個人負担金の算定を誤り、302,876円の過少徴収となっていた。	1 後退出庫時の後方確認を怠ったことが原因であり、本人に反省を促し今後駐車場内における周囲の安全確認を徹底するよう指導した。また全職員に対し、公用車は前向き駐車を徹底するとともに、後退時等には同乗者が降車して安全確認を行うこと等の事故防止対策を徹底するよう指示し、再発防止を図っている。 2 登記漏れのあった備品の登記を行うとともに、職員に対し、備品の取得に係る事務手続について、財務規則により再度確認するよう指導した。また、支出命令書の決裁時には、生産等調書による物品管理者への引継ぎと備品台帳への登記が適正に行われているかを複数職員で確認するようにした。 3 未徴収分については、直ちに納入通知書を発行し徴収した。また、負担金の算定額に誤りがないか、複数職員で確認することを徹底した。

3 エネルギー環境部

監 査 対 象 機 関	海浜自然センター
監 査 の 結 果	契約金額が50万円以上の物品調達において、請書を徴していないのがあった。
措 置 の 内 容	契約に必要な書類を再確認し、決裁時に事務手続に誤りがないかチェックすることを徹底する。

4 健康福祉部

監 査 対 象 機 関	福井健康福祉センター
監 査 の 結 果	公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 53,152円、修繕費 99,737円）
措 置 の 内 容	事故発生日に所属長が全職員に対し、安全運転と交通規則の遵守を徹底するよう訓示し、安全運転の意識向上を図った。また、所内定例会議等の場で、出入庫時の周囲確認の徹底等について繰り返し注意喚起を行い、交通事故の防止に努めている。

監 査 対 象 機 関	総合福祉相談所
監 査 の 結 果	1 3年連続して、電気料の支払手続を失念したため、同じ口座から引落予定の別の料金が引落不能となっているのがあった。 2 公用車の事故（物損7件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 93,265円、修繕費 117,821円、 98,626円、98,307円、94,193円、15,400円、 13,750円）
措 置 の 内 容	1 公共料金について新たな支払の発生を見落とさないよう、支払状況確認表に随時反映させているか複数人で確認を行うこととした。 2 安全運転に対する意識向上のため、安全運転と交通法規遵守の徹底について繰り返し注意喚起を行った。特に事故が多発した駐車時や発進時には同乗者とともに十分な確認を行うこと、公用車を損傷した際には速やかな報告を行うことを改めて周知徹底した。

監 査 対 象 機 関

看護専門学校

監 査 の 結 果

1 昨年度に引き続き、報償費の支払金額を誤り、後日返納を受けているのがあった。
2 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているのがあった。

措 置 の 内 容

1 複数科目を担当する非常勤講師の科目ごとの実績時間数および残時間数が明確になるよう、雇用何の添付書類の様式を改めるとともに、支出命令を行う際には支出すべき勤務実績を複数職員で確認することを徹底し、再発防止に努める。
2 財務規則および文書規程を再度確認し、事務処理手順に誤りがないか複数職員で確認することを徹底し、再発防止に努める。

監 査 対 象 機 関

(監査対象団体)

障がい福祉課
(一般社団法人 Orange Kids' Care Lab.)

監 査 の 結 果

補助金について、適正な検査をしていなかったため、補助金279,910円を過大に交付していた。

措 置 の 内 容

団体に対し、補助金を請求する際には、金額の算定方法等に誤りがないか確認を徹底するとともに、過大交付となった金額を返還させた。今後は、実績報告書の精査を複数職員で行うなど、検査時のチェックを徹底することにより再発防止を図っていく。

5 農林水産部

監 査 対 象 機 関	福井農林総合事務所
監 査 の 結 果	1 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 105,458円・修繕費 25,355円、 修繕費 15,400円） 2 負担金の支払金額を誤り、3,000円の過大支出となっていた。
措 置 の 内 容	1 毎月の所内連絡会において、交通法規の遵守および安全運転の励行について随時注意を促すとともに、県警察署員を講師とする交通安全教室の開催により、交通安全に対する職員の意識向上を図った。 2 会議への参加に係る負担金について、個人負担とすべき昼食代が含まれていたものであり、過大支出となった額については、参加職員に返納させた。また、会議参加の際には、負担金等の内容が妥当であるか事前に確認するとともに、支払時においても複数職員で内容を詳細に確認するよう徹底した。

監 査 対 象 機 関	奥越農林総合事務所
監 査 の 結 果	補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査していたため、補助金1件3,819円を過大に交付していた。
措 置 の 内 容	補助対象となる経費について、間接補助事業者に対し再度指導するとともに、書類の検査に際しては、提出された支払書類の全ての日付が交付決定日以後になっているかなど、担当者、副担当者および検査職員が複数職員で確認するよう周知徹底した。

監 査 対 象 機 関	丹南農林総合事務所
監 査 の 結 果	<ol style="list-style-type: none"> 3年連続して、補助金について、補助対象額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあつた。 土地改良財産に係る他目的使用料の調定が著しく遅れていた。 治山事業で施工した箇所においてモルタルが剥離・落下したことにより、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 690,030円)
措 置 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 検査の際には事業の要綱・要領を再度確認し、補助対象外経費が計上されていないか、納品時期が適切かなどを事業担当者、検査職員だけでなくそれ以外の職員でもチェックすることとした。 チェック表を作成し、調定漏れがないよう複数人で確認することとした。 所管する施設について、老朽化等の点検調査や市町・地域住民らとの情報共有を行い、必要に応じて対策工事を実施することにより再発防止に努める。当事案の発生箇所については、モルタル吹付、落石防止ネット等の法面対策工事を実施し、山地の保全を図った。

監 査 対 象 機 関	越前漁港事務所
監 査 の 結 果	3年連続して、漁港施設使用料の算定を誤り、23円の過少徴収となつていた。
措 置 の 内 容	これまで、2年連続して漁港施設使用料の算定を誤つたため、使用料等の調定決議書には、金額確認のために料金単価表を、また、日数確認のためにカレンダーを添付することとしていた。今回、1年間の使用料を算定するというものであつたため、カレンダーの添付を省略したが、その結果、うるう年であることを見落とし、日数を365日として使用料を算定してしまつた。今後は、すべての使用料等の調定決議書に料金単価表とカレンダーを添付し複数職員が確認することを徹底することとした。

6 土木部

監 査 対 象 機 関	三国土木事務所
監 査 の 結 果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 163,838円)
措 置 の 内 容	全職員に対し、公私を問わず車を運転する際には、安全運転を徹底するよう繰り返し呼び掛けるとともに、所内会議において、公用車には原則複数人が乗車し、後退時等は同乗者が降車して安全確認を行うことなど、事故防止対策を徹底するよう毎回指示している。

監 査 対 象 機 関	奥越土木事務所
監 査 の 結 果	<ol style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあつた。
措 置 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 登記漏れが生じることがないよう、郵便切手類の購入代金を支出する際には、支出書類に出納簿の写しを添付することとした。また、出納簿と現存の数量・金額を定期的に突合するなど、複数職員による確認を徹底することにより、再発防止を図っている。 財務規則等の規定を遵守するよう職員を指導するとともに、公印管守者に対し、職員が公印を押印する際のチェックを徹底するよう指示し、再発防止に努めている。

監査対象機関	丹南土木事務所
監査の結果	昨年度に引き続き、原材料品について、原材料品出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。
措置の内容	職員に対し、原材料品出納簿への登記漏れが生じることがないよう改めて注意喚起を行うとともに、原材料品を購入・消費した際には、その出納が適正に登記されているか複数の職員で確認するよう周知徹底した。
監査対象機関	嶺南振興局小浜土木事務所
監査の結果	1 昨年度に引き続き、修繕契約において、誤った額の収入印紙が貼付された契約書を受領しているものがあった。 2 昨年度に引き続き、原材料品について、原材料品出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。
措置の内容	1 契約書に貼付された収入印紙が、国税庁の「印紙税額一覧表」と照らし合わせて正しい額となっているかを、グループリーダーを含めた複数職員で確認し、再発防止に努める。 2 原材料品出納簿に登記すべきではない消耗品を、原材料品出納簿へ登記したことによる誤りであったため、登記すべき物品について再確認するよう担当者を指導するとともに、担当課長による確認を徹底することとした。

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	敦賀高等学校
監査の結果	草刈り作業の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 211,948円)
措置の内容	今後、草刈り作業を行う際には、飛び石の方向を十分に意識して作業を行うこと、人や車両が近づいた場合は作業を止めること、現場の状況に応じ作業によって石等が飛ばないようにエアを閉って作業を行うことを指示した。
監査対象機関	若狭高等学校
監査の結果	昨年度に引き続き、備品の廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあつた。
措置の内容	工事に伴い備品を廃棄する場合は、備品の廃棄処分後ではなく、工事の執行時に廃棄調書を作成する必要があることを事務職員全員に改めて周知するとともに、備品廃棄時の作業チェックシートを作成し、手順を確認するようにした。
監査対象機関	福井商業高等学校
監査の結果	戻入処理しなければならない当年度支出に係る光熱水費について、歳入調定し、雑入で受け入れていた。
措置の内容	今後、漏水などの不測の事態が起きた場合の会計処理については、「福井県財務規則」で確認をするだけでなく、会計局にも問い合わせを行い、処理の仕方が適切かの確認を行うことを周知徹底した。
監査対象機関	坂井高等学校
監査の結果	生産物売払収入の調定が著しく遅れていた。
措置の内容	生産物処分の際には、生産製作品処分明細書を速やかに提出するよう教職員に対して改めて周知徹底するとともに、定期的に調定が遅れているものがないか複数の職員で確認するなど、適正な事務の執行に努める。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	福井警察署
監査の結果	公用車の事故(物損8件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 84,040円・修繕費 13,728円、 修繕費 191,686円、99,825円、80,597円、 52,800円、49,940円、33,671円、8,580円)
措置の内容	当事者に対しては、事故が組織に及ぼす影響等について幹部が指導教養するとともに、ドライバーストック(交通事故防止教養および同乗運転指導)を実施し、再発防止を図った。 また、全署員に対しては、危険予知トレーニングや、交通課全係長による事故防止教養、新人警察官・職員に対するドライブレコーダーの設置推奨などを実施し、交通事故防止に対する意識向上を図った。
監査対象機関	福井南警察署
監査の結果	看板の管理不備により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 161,099円)
措置の内容	再発防止措置として、管内の総点検を行い、警察署が単体または外郭団体と連名で設置した看板について、設置しておく必要がないと判断したものをすべて撤去した。 また、外郭団体が署前に設置している防犯標語入り懸垂幕や構造物については、同団体に依頼し損害保険に加入した。
監査対象機関	坂井西警察署
監査の結果	交通違反車両誘導の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 231,403円)
措置の内容	荒天時の取締りにおいて、雨合羽を着用していたことによる視野の狭窄と聴覚の低下が原因とみられることから、当事者に対しては、周囲への安全確認等について指導教養し、再発防止を図った。 また、所属幹部職員による取締現場の事前点検を、更に徹底して配置員に対する指示を行うとともに、署員に対しては本事案の検証結果に基づき教養を実施し、事故防止を図っている。

監査対象機関	越前警察署
監査の結果	公用車の事故(物損5件)により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。 (損害賠償額 1,482,800円・修繕費 224,543円、 損害賠償額 475,200円・修繕費 859,463円・ 運搬費 30,000円、修繕費 99,770円、99,506円、 30,800円)
措置の内容	各幹部から交通事故防止に関する具体的な指示を行うほか、署前駐車場で誘導確認方法や死角の体験などの実践的講習を複数回実施し、全署員に実践を徹底させるなど、安全運転に対する意識向上を図っている。さらには、日頃から車両の日常点検や駐車時の交通誘導等を徹底させるなど、適切な運行管理を図っている。 また、当事者に対しては、ドライバーストック(交通事故防止教養および同乗運転指導)を受講させ、再発防止を図った。

監査対象機関	敦賀警察署
監査の結果	1 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 95,746円、87,387円) 2 令和4年度の証紙収納額報告の一部について、年度を越えて報告しているものがあつた。
措置の内容	1 交通事故を起こした職員に対しては、運転技能に関する指導を実施した。 また、署員に対しては、毎朝点検において、安全運転をする上で意識していることを一人ずつ発表させ、安全運転に対する意識向上を図っている。 2 令和5年3月分の申請手数料1件の収納登録を怠つたため、令和5年度に令和4年度分として登録したものであり、この事案を受け、システムへの収納登録内容と証紙原本を突合するなど、複数人で漏れ・誤りがないか確認を徹底している。

監査対象機関	小浜警察署
監査の結果	<p>1 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 291,874円、209,517円、79,266円、21,780円、19,228円)</p> <p>2 報償費について、債権者を誤って支出し、翌年度に返納を受けるとともに正しい債権者へ支払っているものがあった。</p>
措置の内容	<p>1 交通事故防止に関し、毎朝点検での幹部による指示等、あらゆる機会を通じて天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法等の交通事故防止対策を指示している。また、「安全運転六則」を唱和し、安全運転に対する意識向上を図っている。</p> <p>当事者に対しては、ドライバーズブック（交通事故防止教養および同乗運転指導）を受講させ、再発防止を図った。</p> <p>2 支払事務について、債権者に交代があった場合等には、業務担当課と支払担当課の情報連携を密にし、相互に書類確認を行い、再発防止に努める。</p>

公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月7日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称および数量
- X線CTシステム 一式
- (2) 契約内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (3) 納入期限
令和8年3月31日

(4) 納入場所

福井県勝山市村岡町五本寺17-15

公立大学法人福井県立大学

勝山キャンパス 1階 大型CT室

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則第5条に基づき審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。

(2) この入札に関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学 財務課

電話 0776-61-6000

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。

(1) 申請書の提出期限

令和6年5月31日(金) 16時

(2) 提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(3) 提出先

3(2)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。

(2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学

本部棟3階大会議室

イ 日時

令和6年6月18日(火) 9時

6 入札方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否要

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : X-ray CT system , a complete set

(2) Date and time of bidding: 9:00A.M.18th of June 2024

(3) Delivery period: March 31, 2026

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsunokakenjijima, Ehieiji town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195 Japan
 TEL 0776-61-6000

令和六年五月七日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県